虐殺の犯人

三池大災害責任者不起訴に抗

＝福岡地検に抗議する遺族会＝

検察庁に抗議に行きました。

最初は百田検事という人がたった四分しか会ってくれず「いそがしいから」と席をたつしまつです。二回目も二〇分くらい。

四回目になると、新聞社の報道班の人たちを全部外にしめだしてしまって、ただお義理で話をきくていど。

六回目は玄関に立入禁止の札を立てて、五人だけしか地検の中に入れてくれんでした。これが今年の五月ですョ。

七回目は地検に検事がいないということで、会議中の所まで行って「ぜひ会ってくれ」といったのですが階段の所まで二寸顔をだしただけで「いまはなんともえまじんなら不起訴に」、十月「会社側責任者全員不起訴にする」等、国家権力まで使っての逃げ口上をならべている。いくら巧妙に世論をごまかそうとも、仇々仲間の目はごまかせない。

権力でふみにじる

検察庁の「三井鉱山不起訴」の動きが伝えられる今日、権力で労仂者をふみにじろうとしている者への怒りで、この胸の中をうずまく気持を言葉に表わしようもありません。

三井鉱山へも抗議し、検察庁へも私たちの実態を訴えました。しかし、どこでも態度は全く同じでした。

夫や子どもたちを殺されたり、不具にされたその苦しみや悲しみの何分の一かでも、三井鉱山につぐなってほしいと思っていましたしかし三川鉱爆発の責任が三井鉱山にないとされるなら、権力をもった者、強い者が罪を犯しても法で庇護されます。私たち弱い人間は、踏まれてもけられても、法律でどうなりとされるというのでしょうか。政治に対して強い不信感をもちます。

生命の問題だ

労仂者が無権利状態にとどめられた昔のタコ部屋制度が今なお続いている気がしてなりません。もし人然と三井鉱山に責任がなかったとされるなら、これからも労仂者がしいたげられる状態がつづくだろうと思います。

このことは三池の労仂者だけでなく、労仂災害全般、ひいては労仂者全体の生命にかかわることだと思うのです。

私たちが三井鉱山に責任をとるよう告訴したのは、労仂者が守られる最低の線なのです。

三井の責任はどうなるか

署名でまわったとき、一般市民の中から「貴方たちがどうしてまわらなくとも、三井鉱山は当然責任をとるべきだ」という声が出たこの声に対しても、不起訴にした場合、一般市民にも政治に対する不信感を深めることになると思う。

私たちは今まで、生活の苦しさや将来に対する不安などから、自分中心の斗いでした。もっと広い視野に立った斗いとしなければならなかったと反省します。

しかし、全国の労仂者の中に私たちの斗いが広がっていることを思うと、運動にあきらめは禁もつだ、と身にしみてわかりました。あくまでも斗います。

問題ではない

松尾蕙虹さん（CO患者家族）

そしてこの礎石に立って、斗う仲間の真っ赤な血潮がほとばしりでてくるものを結集さすべきです。

労大新聞（二八〇円）　高橋龍生著

投書

忘れようとしても、ぬぐい捨てようとしても昭和三八年一一月九日（土）という日は私たちCO患者の脳裏を離れることはない。キノコ雲のように、暗雲が秋空に型どり、ただ頭をうなだれていたという会社幹部に夫を呼ぶ声、息子を呼ぶ声々がこだまし病院の窓から、体育館の周辺から、とうちゃん—とうちゃん・とうちゃんは返せ！と泣き叫ぶ声々が絶えなかったという。その日——その日の惨事は私には記憶はない。

その日以来鉄柵に囲まれ、社会生活と隔離され、何時転場で労仂者はマスコミ紙上にて、四月「原因不明」、五月「集積炭じん説疑」、六月「原因がベルト上の炭同音にいっている。

かみしめる怒りとにくしみ

被災者　沖克太郎（入院中）

「四五八名の殺人を犯し、八〇〇名の殺人未遂を行なったではないか！」、「災害後二七名の殉職者と八、〇〇〇名にのぼる重軽傷者をだしているではないか！」、「四五八名の殺人を犯し、八〇〇名の殺人未遂を行なったではないか！」、「災害後二七名の殉職者と八、〇〇〇名にのぼる重軽傷者をだしているではないか！」、

生活を営む力を、私たちから奪い取った三井鉱山、「人命無視の生産第一主義」を旗印にしている三井資本家たちに「爆発の責任がなかったとでもいうのか！」という。

四一年一月、日産二万トン出炭祝賀パレード等華々しい宣伝のかげにCO患者の首切りをほのめかし、三池爆発調査団という御用学者はマスコミ紙上にて、四月「原因不明」、五月「集積炭じん説疑」、六月「原因がベルト上の炭同じ

同業のAさん「三井資本家と国家権力者はぐるになって爆発の責任はウヤムヤにすっとやろー」、第二組合Bさん「そげん馬鹿んどたるこつがあるか」「そんならおれたちばこげんか姿にしたのはだれかね？」、Cさん「保安サボで起るべくして起たつやろが」、だれもが心底から怒りとにくしみをかみしめている。

たとえ原因がなんであれ、遺族と私たちCO患者の実態を否定することはできないであろう。転場

国家の名による免罪

もし検察庁がこの事実をおおいかくし不起訴を決定し、大量殺人の犯罪者である会社幹部を国家権力の名のもとで合法的に免罪しようとするならば、全炭鉱労仂者の上にのしかかっている合理化の名による「殺人」の責任の所在をあいまいにし、それを合法化しようとするものにほかならない。

そのことは爆発の犠牲者であるわれわれ患者や遺族の補償すら打ち切ろうとしていることと直接むすびつくものだ。

もしここで、三川大爆発の原因と責任が明らかにされないならば再びこうした大災害が起きることは目に見えており、われわれはそれを一番おそれる。

この責任を明らかにし遺族・被災者の生活と治療が完全に保障されるまではわれわれは絶対後には引かない。

検察庁はいまこそ正しい立場に

一人殺しても罪になるのに……

森川アサノさん（CO患者家族）

私の主人は五症度ということで訓練所に通っていますが、一五分くらいしか同じ作業をつづけてできません。毎日訓練所から帰ると一日、テレビの前にすわって新聞よんだりしています。

ガスさえ吸わんなら来年は煙年で体は元気なのでなにか仕事でもするところですが、こんな体でなにができますか。

一生めんどうをみてくれとはいいませんが、せめて軽作業ができる程度には直してほしいですネ。自分のことは自分でできる程度になってもらいたい。

私たちが署名活動に回ったときも市民の方々は本当に気持よく署名をし、同情をしてくれたのに当たちかえり、原因と責任を追及しなければならない。

〝われわれは許さない〟

——CO患者の決議文——

万田回復訓練所の三池労組関係患者はつぎのような決議を行ない検察庁へ抗議した。

ここに事実がある

「遺族をはじめわれわれ一酸化炭酸中毒患者がいまだに完全回復の見通しもたたずに苦しんでいるなかで、福岡地検と高検はこの大災害を引き起こした責任者である三井鉱山幹部の不起訴を決め、近く公表しようとしていることに対して、われわれは大災害の犠牲者としてはげしい怒りをもって抗議する。

不起訴の理由としては、「証拠不十分」「三川炭じんは爆発しない」「炭じんがどこにどれだけあったか明らかでない」とか、いろいろな理由がのべられているが、しかしなによりも明らかなことは炭じんの大爆発によって四五八名がわれわれの目前で死んだという事実、一酸化炭素中毒のためにいまも意識不明のままベッドに横たわっている宮島さんをはじめ、われわれがいまだなおらず、家庭生活は破壊され苦しんでいる事実がある。

これは事故そのものが炭じんの大爆発であったことをなによりも生きた証拠として示している。

われわれは知っている

送炭ベルトの要置を一二名から一名に減らし、散水装置は炭の質がおちるという理由でコックをはずし、まったく使えない状態にしていた事実は徹底した保安無視であり、合理化の結果であることをわれわれは誰よりも一番知っている。

こうして炭じん爆発を引きおこし四五八名の尊い生命をうばった三井鉱山の責任は絶対まぬがれることはできないし、われわれも絶対にゆるすことはできない。

の三井鉱山が責任のがれしようとしていることは絶対にゆるせないです。

今度の所長は遺族と会ってもいない。社長や所長も一時間でもいいから遺族と会うなりこんなひどいことはできないと思う。

炭じん爆発は現実に起きているのだし、死んだ人もきづついた人もいるのに会社が責任のがれすることは絶対にできません。

おわび

本号は特集号のため「われら五人組」と「三本線」は休載します。

火花

盛岡でも署名

全逓盛岡　阿波克夫

りまいした全逓岩手地区青年部の二行のうち、三瓶公雄同志の所属しています全逓盛岡地方貯金局支部青年部でございます。

当方、春斗は一段落致しましたが、郵政省の組織破壊攻撃と団交無視、問答無用式の攻撃に対して斗いを三瓶同志が貴労組で学んだことを実践化するため、学習会を組織し、三池斗争、長期抵抗斗争と学んでおります。

私たちは全部長（二四名です）

貴労組において、三瓶同志が預ってまいりましたCO患者救済特別措置法制定を求める署名を六月三日から五日までの三日間、盛岡市において街頭署名、カンパ活動を行ないました。さらに転場内でも行なうことを決定し、準備を進めております。

街頭活動で得ました署名八〇〇名分は、労仂大学へ送付致しております。また、カンパを一一、七七〇円集約できました。金額が少なく心苦しいのですが、被災なされた方々の励ましになればと思い送金致しました。労仂者が解放されるまで私たちも斗い抜いていく決意を固め、転場抵抗を微力ながら進めております。

最後に、貴労組のみなさんに連帯のあいさつを送り、ペンを置きます。

怒りで夜もねむれない

中村恒子さん（遺族）

坑内のことはよくわかりませんが火源がなんであろうと炭じんがたまっていたことは事実だし、これがなければことはおこっていません。これだけの死者と患者をだしながら会社に責任を問えないということは絶対にないはずです。

交通事故でも一人死ねば大変なのに、あれだけの白木の箱が体育館にならんだことを私たちは知っています。

あれだけのことをやっておきながら起訴にもならないとは、ただあきれるばかりです。

二年八ケ月も調査、調査で長びかせておいて、月日がたてば忘れられるとでも思っているのでしょうか。時効まで引きのばそうとしているとしか思えません。

大体労仂者をバカにするにもほどがあります。

四日の西日本新聞に「三井鉱山には責任がない」と書かれたときには、本当にくやしく夜もねられませんでした。